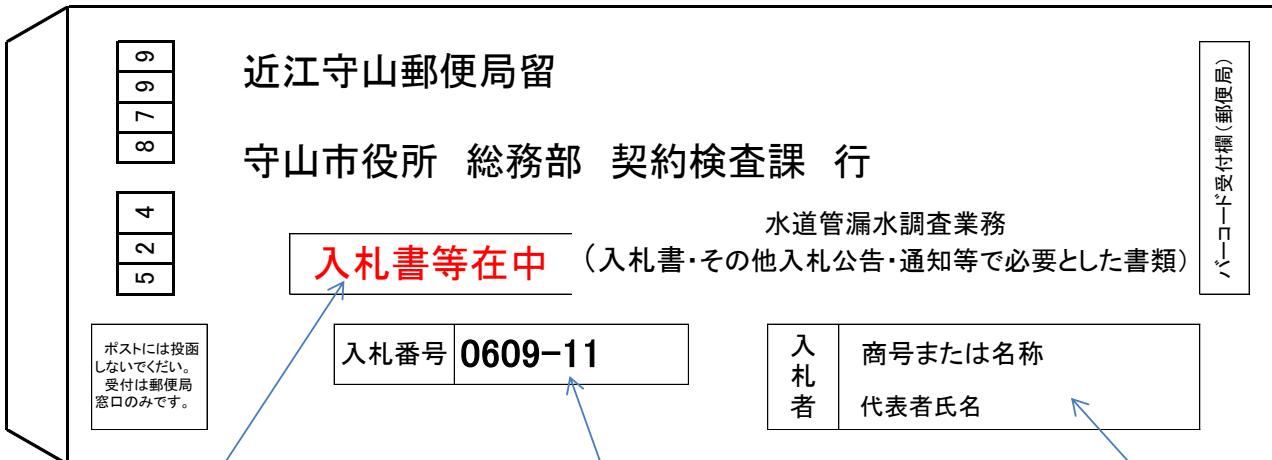


郵便入札封筒記載例

封筒(表)

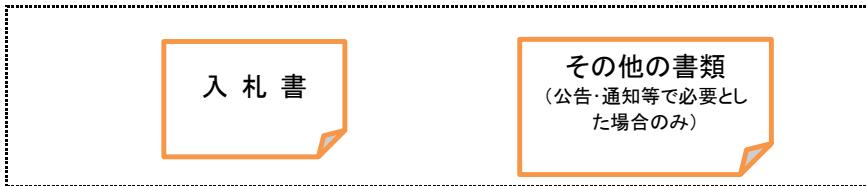


「入札書等在中」を朱書き

入札番号の記載がない場合は、入札に参加できません

ゴム印でも可

封筒(裏)



(留意事項)

- 1 封筒に入札書等を同封し、一般書留、簡易書留または特定記録郵便のいずれかの方法で入札通知で指定した郵送開始日から入札書等到達期日までに近江守山郵便局留で必着するよう手続を行って下さい。
- 2 郵送開始日から入札書等到達期日までに近江守山郵便局へ届くよう、ゆとりを持って早めに郵便局窓口で手続きをして下さい。入札書等到達期日までに近江守山郵便局に局留で到達したもののみ有効で、それより後に到達した入札書等は無効となります。また、郵送開始日より前に手続きされた場合、近江守山郵便局での保管期限を超過し、郵便物を返却されることがありますので、郵送開始日以降に手続きをして下さい。
- 3 直接ポストに投函することはできません。郵便局窓口のみの受付となります。
- 4 郵送は入札案件ごとです。1つの封筒に複数の入札案件の入札書等を入れないでください。すべて無効となります。

※ 近江守山郵便局で手続きされる場合

入札書等到達期日を申し出の上、必ず窓口で手続きをしてください。